



平成23年9月7日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 ウ ェ ブ マ ネ ー  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 眞 市  
( コ ー ド 番 号 2 1 6 7 )  
問 合 せ 責 任 者 取 締 役 管 理 部 担 当 大 年 寿 子  
電 話 番 号 0 3 - 5 7 3 3 - 8 1 2 8

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに  
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成23年8月10日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成23年8月10日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「I. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等の内容 ②」において定義いたします。)の取得について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ市場(スタンダード)(以下「JASDAQ」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成23年10月10日まで整理銘柄に指定された後、同月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成23年10月13日を基準日と定め、同日の最終の当社株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様をもって、平成23年10月14日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式(自己株式を除きます。)を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき当社A種種類株式を0.00051351株の割合をもって交付する株主様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等の内容

当社は、平成23年8月10日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社の定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得(以下「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同

じ。)を付加する旨の定款変更を行います(全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。))。

- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様(但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、KDD I株式会社(以下「KDD I」といいます。)以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。なお、このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

## II. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等に係る各議案の承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更(上記①)及び全部取得条項の付加に係る定款一部変更(上記②)の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成23年8月10日付当社プレスリリースの「I. 1. (2) 変更の内容」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同リリースの「I. 2. (2) 変更の内容」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成23年10月14日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得(上記③)の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成23年8月10日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続の①及び②による変更後の定款に基づき、取得日(下記「(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生」において定義いたします。)において、本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種類株式を0.00051351株の割合をもって交付するものであります。

なお、KDD I以外の本件株主様に対して当社が交付するA種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。

#### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決によ

り、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力が発生することを条件として、平成23年10月14日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社が本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.00051351株の割合をもって交付するものであります。

また、当社では、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得たうえで、KDDIに対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、当該売却の結果、本件株主様に交付されることになる金銭の額が、KDDIが当社普通株式に対する公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（327,000円）に本件株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

|   |                |
|---|----------------|
| 種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）の効力発生日          | 平成23年9月7日（水）   |
| 当社普通株式のJASDAQにおける整理銘柄への指定                   | 平成23年9月7日（水）   |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告         | 平成23年9月9日（金）   |
| 当社普通株式のJASDAQにおける売買最終日                      | 平成23年10月7日（金）  |
| 当社普通株式のJASDAQにおける上場廃止日                      | 平成23年10月11日（火） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日             | 平成23年10月13日（木） |
| 全部取得条項の付加に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の効力発生日       | 平成23年10月14日（金） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続の③）の効力発生日 | 平成23年10月14日（金） |

以上